

要 望 書

国土交通省住宅局長

橋本 公博様

平成26年10月31日

長野県知事 阿部 守 一

長野県市長会会長 菅 谷 昭

長野県町村会会長 藤 原 忠 彦

要 聖 書

空き家等の対策に関する法整備及び
財政支援措置の拡充について

平成二十九年四月一日

国土交通省 国土政策課

国土交通省 国土政策課

国土交通省 国土政策課

少子高齢化が進み、住宅数が世帯数を上回る中で増加する空き家や、経済の低迷で廃業した事業所や宿泊施設などの適切な管理がなされない建築物に対する対策が喫緊の課題となっております。

所有者の管理責任意識の希薄化や、経済的な理由、また、居住者の死亡や相続人が不明であることなどから、適切に管理されないまま放置された建築物は、老朽化による倒壊の危険性や、衛生環境及び景観の悪化等の問題を抱え、周辺的生活環境や地域社会にも深刻な影響が及んでいます。

また、観光地においては、全体のイメージダウンにつながるなど、地域経済にも甚大な影を落としています。

このような中、市町村における空き家に関する条例の制定など、対策を講じているところですが、現行の制度下での対応には限界があり、また、財政的にも投じられる費用が限られ、空き家の増加に追い付かないのが現状であります。

つきましては、国におかれましても空き家等の対策について議論がなされているところですが、県や市町村が積極的な対策を講じられるよう、以下のとおり要望します。

記

1 現在、検討が進められている「空家等の対策の推進に関する特別措置法」などの法整備を図り、県や市町村が空き家等に対して積極的な対応ができる環境を整えること。

2 空き家等の対策を適切かつ円滑に実施できるよう、県や市町村が実施する空き家等の対策に要する費用に対し、手厚い財政措置を講じること。